

枚方市建築審査会設置条例

昭和47年枚方市条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、枚方市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事及び委員の任期その他審査会に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において会長が招集する。

- (1) 法の規定により同意を求められたとき。
- (2) 法の規定により審査請求があつたとき。
- (3) 市長の諮問があつたとき。
- (4) 委員の半数以上から招集の請求があつたとき。
- (5) その他会長が必要と認めたとき。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会招集の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり審査会を招集する暇のない場合又はその他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い合わせ審査会の会議に代えることができる。

2 前項の場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(関係者の出席)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。